

京都市告示第 312 号

京都市市街地景観整備条例第34条第1項の規定に基づき、本願寺・東寺界わい景観整備地区重要界わい景観整備地域を指定しましたので、同条第2項により準用する同条例第6条第2項の規定により告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

平成17年 9月 1日

京都市長 柘本頼兼

1 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部都市景観課

(都市計画局都市景観部都市景観課)